**厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスを**

**位置づけた居宅サービス計画の届出について**

令和２年４月

改正　令和４年７月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東温市市民福祉部長寿介護課

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の視点から、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づける場合は、その妥当性を検討し、理由を明らかにした上で、保険者に届け出る必要があります。

本市における取扱いは、下記のとおりとします。

**１　厚生労働大臣が定める回数**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 回　数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

**※　身体介護に引き続き生活援助を行う場合の回数は含まないものとします。**

**２　厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスの利用が想定される状態像の例**

（１）本人の状況

　　ア　身体機能の低下があり、家事ができない。

　　イ　認知機能の低下があり、家事ができない。

（２）家族等の状況

　　ア　同居家族等がいない。（一人暮らしである。）

　　イ　同居家族等が疾病、障がい等があり、利用者の生活に必要な援助（家事）を行うことができない。

　　ウ　同居家族等による虐待（介護放棄を含む。）がある。

　　エ　同居家族等が１８歳未満の児童のみ、就労等で長時間不在、介護者の負担が大きいなどの理由により、利用者の生活に必要な援助（家事）を行うことができない。

**３　保険者への届出方法**

（１）届出が必要なとき

　　ア　厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成したとき。

　　イ　保険者に届出済みで、厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスを利用している対象者については、新たな認定期間が始まる時点の居宅サービス計画を作成するとき。

（２）提出書類

　　①　厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた居宅サービス計　画届出書

②　課題分析表（アセスメント表）

③　第１表　居宅サービス計画書（１）

④　第２表　居宅サービス計画書（２）

⑤　第３表　週間サービス計画

⑥　第４表　サービス担当者会議の要点

⑦　利用票

⑧　利用票別表

⑨　介護認定審査会資料

⑩　主治医意見書

**４　届出後の対応**

届出制度の趣旨としては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等であるため、保険者（東温市長寿介護課）において届出を受けた居宅サービス計画の内容を点検するとともに地域ケア会議として、長寿介護課、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの職員で検討を行い、必要に応じて担当介護支援専門員への聞き取りを行います。

検討・聞き取りの結果、多職種による検討・助言が必要と判断された場合は、介護予防のための地域ケア個別会議を開催しますので、その際は担当介護支援専門員の出席及び事例の報告をお願いします。